

消安全第 90 号  
令和 4 年 3 月 9 日

消費者安全情報総括官会議幹事会構成員 様

内閣府食品安全委員会事務局総務課長 様

警察庁刑事局捜査第一課長 様

総務省地域力創造グループ地域政策課長 様

消防庁総務課長 様

文部科学省大臣官房総務課長 様

厚生労働省政策統括官付参事官（総合政策統括担当） 様

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長 様

経済産業省産業保安グループ製品安全課長 様

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課長 様

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長 様

消費者庁消費者安全課長

（公 印 省 略）

消費者安全法に基づく消費者事故等に関する情報の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たり、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

関係府省庁におかれましては、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 12 条の規定に基づき、消費者事故等について、他の法律の規定による各省大臣に対する情報の通知や報告の仕組み（同条第 12 条第 3 項第 1 号）や国の行政機関への情報集約システム（同条第 12 条第 3 項第 3 号）が存在する場合における各省大臣から消費者庁への通知のほか、地方支分部局や地方公共団体等から消費者庁に通知するための事務連絡文書の発出等を実施いただいているところです。

つきましては、令和 4 年度においても、消費者事故等の通知が引き続き迅速かつ適切に行われるよう、省庁内の関係部局から、地方支分部局や地方公共団体等に対して、例えば、別添資料や過去に発出した事務連絡の添付を含めて送付いただくなど、消費者事故等に関する情報の通知制度について再周知いただきたく御協力をお願い申し上げます。

【本件問合せ先】

消費者庁消費者安全課

電話：03-3507-9201

E-mail：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp